

議第 35 号

下呂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）の施行に伴い、対応する規定を整備する必要があるため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

下呂市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年下呂市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（保険料を徴収すべき被保険者）</p> <p>第 3 条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。） 第 55 条第 1 項 <u>（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>法第 55 条第 1 項</u>に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（<u>法第 55 条第 1 項</u>に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際、市内に住所を有していた被保険者</p> <p>（3） 法第 55 条第 2 項第 1 号 <u>（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている 2 以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、市内に住所を有していた被保険者</p> <p>（4） 法第 55 条第 2 項第 2 号 <u>（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った<u>法第 55 条第 2 項第 2 号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、市内に住所を有していた被保険者</p> <p>（5） <u>法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法</u></p>	<p style="text-align: center;">（保険料を徴収すべき被保険者）</p> <p>第 3 条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。） 第 55 条第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>同項</u>に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（<u>同項</u>に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際、市内に住所を有していた被保険者</p> <p>（3） 法第 55 条第 2 項第 1 号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている 2 以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、市内に住所を有していた被保険者</p> <p>（4） 法第 55 条第 2 項第 2 号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った<u>同号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、市内に住所を有していた被保険者</p>

改正後	改正前
<p><u>(昭和 33 年法律第 192 号) 第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</u></p> <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第 2 条 (略)</p>	<p>附 則</p> <p><u>(平成 20 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)</u></p> <p>第 2 条 <u>平成 20 年度における被扶養者であった被保険者(法第 99 条第 2 項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u></p> <p>第 1 期 10 月 1 日から同月 31 日まで</p> <p>第 2 期 11 月 1 日から同月 30 日まで</p> <p>第 3 期 12 月 1 日から同月 25 日まで</p> <p>第 4 期 1 月 1 日から同月 31 日まで</p> <p>第 5 期 2 月 1 日から同月末日まで</p> <p>第 6 期 3 月 1 日から同月 31 日まで</p> <p>2 <u>平成 20 年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第 4 条第 2 項の規定を適用する場合においては、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10 月 1 日以後における市長が別に定める時期とする」とする。</u></p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第 3 条 (略)</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 【参考資料】

# 下呂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例要綱

## 1. 改正理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）が、平成 30 年 4 月 1 日から施行され、この中で高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に住所地特例に関する第 55 条の 2 の規定が新設されます。これに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

## 2. 概要

(1) 市外に転出する際、病院・施設等に住所を移した国民健康保険の被保険者であって、住所地特例の適用を受け前住所地の被保険者とされている者が、75 歳到達により後期高齢者医療保険に加入した場合には、当該住所地特例を引き継ぎ、前住所地の後期高齢者医療保険の被保険者となることに伴い、対応する規定を改めます。

(第 3 条関係)

(2) 平成 20 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例の規定を削ります。

(制定附則第 2 条関係)

(3) 制定附則第 2 条を削ることに伴い、条番号を繰り上げます。

(制定附則第 3 条関係)

(4) この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。

(附則関係)